

第七十四回帝國議會 青年學校教育費國庫補助法案委員會會議錄(速記)第十三回

付託議案
青年學校教育費國庫補助法案(政府提出)
地方學事通則中改正法律案(政府提出)

(一七三)

會議

昭和十四年三月八日(水曜日)午前十時三十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 野村 嘉六君

理事長野 高一君 理事會和 義式君

理事一ノ瀨俊民君

今成留之助君 佐藤 與一君

長野 長廣君 樋口善右衛門君

庄司 一郎君 田子 一民君

河上 哲太君 河合 義一君

椎尾 辨匡君

三月四日地方學事通則中改正法律案(政府提出)ノ審査ヲ本委員ニ付託セラレタリ

出席國務大臣左ノ如シ

文部大臣 男爵荒木 貞夫君

出席政府委員左ノ如シ

文部政務次官 小柳 牧衛君

文部省社會教育局長 田中 重之君

教學局長官 菊池豐三郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

青年學校教育費國庫補助法案(政府提出)

地方學事通則中改正法律案(政府提出)

○野村委員長 是カラ開議致シマス、既ニ質問モ終了致シテ居リマスカラ、是カラ討論ニ移リマス

○佐藤委員 本案ハ青年學校ノ振興ヲ圖ル上ニ極メテ緊要適切ナル案デアリマシテ、

勿論雙手ヲ舉ゲテ贊意ヲ表スルモノデアリマスガ、其ノ補助額ハ承リマスル所ニ依リ

マス、吾々ノ希望シテ居ルヨリモ非常ニ

少額デアルト云フコトヲ遺憾トスルノデア

リマスガ、是ハ財政ノ都合ニ依リマシテ段

段ニ増額セラレルモノデアラウト推察サレ

ルノデアリ、又斯ノ如クアルベキコトヲ希

望スルノデアリマス、尙ホ青年學校ノ振興

ト相俟ツテ、青年學校ト密接ナル、車ノ兩

輪ノ如ク、鳥ノ雙翼ノ如キ關係ニアル青年

團ノ振興ヲモ期サンケレバナラスノデアリ

マスカラ、此ノ點ニ關シテハ當局ノ特別ナ

ル御考慮ヲ煩ハシタイノデアリマス、以上

二點ノ希望ヲ附シマシテ、立憲民黨ヲ代

表致シマシテ本案ニ贊成ノ意ヲ表スル次第

デアリマス

○會和委員 私立憲政友會ヲ代表致シマ

シテ本案ニ贊成ノ意ヲ表スル者デアリマス、

併シナガラ青年ノ指導教育ハ實ニ重大デア

リマシテ、特ニ今後ノ我國ノ使命ニ鑑ミマ

シテモ、洵ニ一日モ忽ニスベカラザル問題

ナノデアリマス、隨テ政府ニ於カレマシテ

モ種々御考慮ノコトト存ジマスルガ、私共

ト致シマシテハ先ヅ青年指導ノ根本國策ヲ

樹立シテ戴キタイ、即チ青年學校ト青年團

トノ關係ニ付テモ統合的ノ教育國策ヲ樹立

シ青年團ニ對シテハ速ニ青年團令ヲ制定シ、

更ニ進ンデハ腹案トシテハ青年教育局ト云

フモノヲ設置サレ、サウシテ青年ノ指導教

育ニ萬遺憾ナキヲ期セラレタイノデアリマ

ス、次ニハ此ノ度ノ法案デハ豫算ヲ以テ補

助サレルコトニナツテ居リマスガ、是モ今

後義務教育ノ完成ヲ見透シマシテ、速ニ青

年學校義務教育費ノ國庫負擔法ト云フモノ

ヲ議會ニ提出サレタイ、法律ヲ以テ青年ノ

義務教育費國庫負擔ヲ明ニ根據アラシメテ

戴キタイ、尙ホモウ一點ハ今日ノ青年學校

教員並ニ指導員ノ待遇改善ニ關シテハ地方

廳トモ能ク連繫ヲ保タレテ速ニ實現サレタ

イ、以上ノ希望ヲ申述ベマシテ本案ニ贊成

ノ意ヲ表スル者デアリマス

○椎尾委員 第二控室ヲ代表致シマシテ本

案ニ贊成ノ意ヲ表シマス、尙ホ青年學校ノ

義務制ノ實施セラレルニ際シマシテ、青年

教育ノ目標ヲ明ニシ、其ノ士氣ヲ振作スル

ヤウナ方法ヲ講ゼラレンコトヲ希望致シマ

ス、同時ニ出來ル限リ青年層ノ横ノ連結ヲ

徹底セラレルヤウニ、即チ今ノ青年學校ニ

殘サレテ居リマス者ト他ノ學校機關ニ進ン

デ居リマス者ト對立、若クハ隔ツタ關係ニ

居リマスコトヲ改メテ、青年層ノ年齡ヲ同

ジクシマスル者ガ横ニ連結シ得ル方法ニ付

テ考慮ヲ加ヘラレルコトヲ希望致シマシテ、

贊意ヲ表スル次第デアリマス

○河合委員 私立社會大衆黨ヲ代表致シマ

シテ本案ニ贊成ノ意ヲ表スル者デアリマス、

唯三箇條ヲ希望條件トシテ附シタイト思ヒ

マス

一 政府ハ將來青年學校經費ノ全額ヲ負

擔スベシ

一 政府ハ青年學校ノ義務制ヲ完成スル

ト共ニ教育ノ内容ヲ完備シテ青年學校

ヲ以テ國民教育ノ中樞トスベシ

一 政府ハ現下壯丁ノ體位低下ノ事實ニ

鑑ミ青年學校ニ於テハ特ニ生徒ノ榮養

ニ留意シテ體位ノ向上ヲ圖ルベシ

過日大臣ノ御答辯ノ中ニ、今ノ所ハ兎ニ角本年急速ニ始メテ譯デ、實ハ本年始メル

ノモ多少無理デアツタノデハナイカト思フ

ノデアリマス、ト云フヤウナ御言葉モアツ

タノデアリマシテ、此ノ青年學校ノ完璧ヲ

期スルト云フコトハ、政府ニ於テモ將來ニ

期待ヲサレテ居ルト思ヒマスガ、是非一ツ

只今申述ベマシタ三箇條ノ希望ガ事實ニ現

ハレマシヤウニ御願致シマシテ、私ハ贊成

ノ意ヲ表スル次第デアリマス

○野村委員長 他ニ討論ハナイト認メマス、

仍テ是ヨリ採決ニ入りマス、原案ニ贊成ノ

諸君ノ起立ヲ求メマス

〔總員起立〕

○野村委員長 總員起立——原案可決致シ

マシタ(拍手)ドウモ御苦勞様デゴザイマシ

タ

○野村委員長 次ニ當委員會ニ付託サレマ

シタ地方學事通則中改正法律案ヲ議題ト致

シマス、文部大臣カラ説明ガアリマス——

荒木文部大臣

○荒木國務大臣 只今議題トナリマシタ地

方學事通則中改正法律案提出ノ理由ヲ御説

明申上ゲマス、青年學校教育義務制ノ實施

ニ當リマシテハ、御承知ノ如ク市町村ノ狀

況ニ依ツテ青年學校生徒ノ教育事務ヲ、他

ノ市町村等ニ委託シ得ル途ヲ開クノ必要ガ

アリマスルコトト、尙ホ此ノ機會ニ字句ノ

整理ヲモ併セ行フ爲ニ、同法中ニ二三ノ改

正ヲ爲サントスルモノデアリマス、何卒慎

重ニ御審議アランコトヲ切望致シマス

○野村委員長 此ノ案ハ極ク簡單デアリマ

ス、本日直チニ採決シテモ宜シウゴザイマ

スガ、マダ文部省カラ他ニ案ガ出ルヤウナ

空氣デアリマスカラ、本日ハ此ノ程度ニ止

メテ置キマス、是デ散會致シマス

午前十時四十五分散會